

# ホームアンテナ FT(4G LTE)に係る通信回線利用等に関する規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が、利用契約（次条第6項に定めます。）に基づきフェムトセル小型基地局（次条第1項に定めます。）を設置するにあたり、フェムトセル小型基地局のために利用されるBBサービス（次条第5項に定めます。）の契約者（以下「BB回線契約者」といいます。）に遵守していただく事項等について定めます。

2 当社は、Web サイトに変更後の本規約を予め掲載し、公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、BB回線契約者に遵守していただく事項等については変更後の規約によるものとします。

### 第2条 (定義)

「フェムトセル小型基地局」とは、4G 通信サービス（第4項で定義）における電波状況改善を目的とした小型無線局をいいます。

2 「フェムトセル機器等」とは、フェムトセル小型基地局を構成する「フェムトセル機器」（フェムトセル小型基地局の主たる部分を構成する装置であって、電波を発する機能を有するものをいいます。）、ソフトバンクモバイル事業利用光回線に係る規約における「専用光サービス」にて提供される接続機器及びその接続に係る LAN ケーブル等をいいます。

3 「本契約」とは、BB回線契約者が本規約に同意することによって成立する契約をいいます。

4 「4G 通信サービス」とは、4G 通信網（第8項で定義）を使用して行う電気通信サービスであって当社が提供するもの及び特定役務提供事業者（株式会社ジャパネットたかた）が当社の4G 通信網を使用して提供するものをいいます。

5 「BB サービス」とは、ホームアンテナ FT (4G LTE) の利用に係る規約」の別表記載の推奨ブロードバンド回線事業者、またはこれら以外のブロードバンド事業者・ISP 事業者が提供する、フェムトセル小型基地局の運用が可能ブロードバンド回線サービスをいいます。

6 「利用契約」とは、BB回線契約者のBBサービスを利用するフェムトセル小型基地局の設置に関する当社と利用契約者間の契約をいいます。

7 「回線終端装置」とは、BB サービスを提供するブロードバンド事業者が BB サービス契約に基づき契約者回線の終端場所に設置する装置をいいます。

8 「4G 通信網」とは、FDD-LTE 方式、TDD-LTE 方式、AXGP 方式、NB-IoT 方式又は eMTC 方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます）。

### 第3条 (届出内容の変更)

BB回線契約者は、当社に届け出た事項に変更がある場合は、速やかに当社へその旨を通知しなければならないものとします。なお、BB回線契約者が利用契約の契約者と同一人でない場合、BB回線契約者は、速やかに利用契約の契約者に通知し、当該契約者から当社へその旨を通知させるものとします。

2 当社は、当社が必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。

3 本条第1項に定める変更の届出等が行われなかったことにより、BB回線契約者に生じた不利益は全て BB回線契約者の負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、BB回線契約者がこれを賠償するものとします。

## 第2章 BB回線契約者の責務等

### 第4条 (同意事項)

BB回線契約者は、フェムトセル小型基地局の設置にあたり、当社及びBBサービスを提供するブロードバンド事業者に対して、次の各号に定める事項に同意するものとします。

(1) BBサービスの敷設場所の環境によっては、フェムトセル機器等を接続することにより、パソコンでのインターネット等におけるデータ通信に遅延が生じる場合があること

(2) BBサービスの回線に接続されたフェムトセル小型基地局経由での4G通信サービスの利用について、不特定の第三者の4G通信サービスの回線に利用される可能性があること

(3) 第6条の禁止事項について事前に同意すること

(4) BBサービスの移転、解約、休止、提供対象外サービスへのサービス変更及びBBサービスに係る契約の譲渡、承継等が行われた場合、本契約が解除されること

(5) BBサービスが定額制サービスでない場合、フェムトセル小型基地局の通信についても通信量に算入され、ブロードバンド事業者からの費用請求の対象となる場合があること

(6) BBサービスにてフェムトセル小型基地局利用の為に必要となる通信速度を満たしている場合においても、パケットロスや遅延等により4G通信サービスの品質が保てないと当社が判断した場合には当社は本契約を解除する場合があること

(7) フェムトセル小型基地局の設置を目的として、BBサービス（回線設置に必要な回線終端装置を含みます。）を当社が無償で利用させていただくこと

(8) ブロードバンド事業者間協議により、第3号から第7号までの内容が追加・変更となる場合があること

(9) BBサービスにてフェムトセル小型基地局利用の為にBBサービスの回線終端装置またはルーター等の機器に設定の変更が必要な場合、必要な設

定を行いフェムトセル小型基地局が利用可能な設定を維持すること  
(10) フェムトセル小型基地局の提供にあたり、回線終端装置のイーサネットポートのうち一つをフェムトセル機器接続用として使用すること  
2 BBサービスが、当社が定める推奨BBサービスの場合、本条第1項に加えBB回線契約者は、フェムトセル小型基地局の設置にあたり、当社及び推奨ブロードバンド回線事業者に対して、次の各号に定める事項に同意するものとします。

(1) 「推奨光回線サービス (IPv6 接続方式) に係る回線終端へのフェムトセル小型基地局等の接続に関する同意書」において BB 回線契約者が当該推奨ブロードバンド回線事業者に対して同意する事項

(2) BB サービスに係る契約者情報（推奨ブロードバンド回線事業者が当社から当該 BB サービスに係る回線の終端へのフェムトセル小型基地局の接続に関する申込みを受付ける際に、当社から提示される当該申込みに係る BB サービス契約者情報（回線 ID、契約者名、回線設置場所住所等を含みます。）と BB サービスに係る顧客システムに登録された推奨ブロードバンド回線事業者が所有する契約者情報を照合した結果、当該申込み内容に係る申込み確認文書に記載された情報（回線 ID、契約者名、回線設置場所住所等を含みます。）並びに当該フレッツサービスに係る回線の異動内容（移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継等を含みます。）に係る情報（回線 ID、異動（予定）年月日、異動注文種別（新規、変更、取消等）等を含みます。）等をいいます。）を推奨ブロードバンド回線事業者が当社へ提供する場合があること

(3) 第1号における推奨ブロードバンド回線事業者に対する同意事項について BB 回線契約者が同意した旨、当社が BB 回線契約者に代行して推奨ブロードバンド回線事業者へ通知すること

3 BB サービスがフェムトセル機器の接続を認めていない場合、当社は本契約の申込みを受諾することができないことに同意すること

### 第5条 (BB回線契約者の義務)

BB回線契約者は、自らのBBサービスの回線が接続されているフェムトセル小型基地局に障害等が発生した場合、当社からの依頼に基づき当社と協力し障害復旧に努めるものとします。

2 BB回線契約者は、フェムトセル機器等と接続するBBサービスに障害等が発生した場合、速やかに利用契約の契約者に通知し、当該契約者から当社へその旨通知させることとします。

3 BB回線契約者は、フェムトセル小型基地局を適切に運用する為、BBサービスを適切に維持・管理することとします。

### 第6条 (禁止事項)

BB回線契約者は、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

(1) フェムトセル機器等とBBサービスの回線との接続構成を、当社がフェムトセル小型基地局経由の通信の品質劣化を伴うと判断する接続構成に変更すること

(2) 当社の許可なく小型基地局を構成する装置の電源を長時間 OFF にすること、及び当社の許可なくフェムトセル機器の電源 OFF/ON 等を行うこと

(3) フェムトセル小型基地局の設置場所を変更すること

(4) 有線電気通信法第13条が禁止する有線電気通信設備の損壊行為等を行うこと

2 BB回線契約者が、本条第1項各号に該当する行為を行った場合、電波法、その他関係法令に基づき、罰則の対象となることがあります。

## 第3章 責任範囲

### 第7条 (責任の範囲)

当社及びBBサービスを提供するブロードバンド事業者は、フェムトセル小型基地局経由での4G通信サービスの利用により生じた、BBサービスのデータ通信の遅延等に起因するBB回線契約者の損害について、責任を負わないものとします。

2 当社は、前項のほか、本契約に起因して（フェムトセル機器等との接続に起因する場合を含みます。）BB回線契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

3 前項にかかわらず、BB回線契約者と当社との本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行責任または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

## 第4章 費用負担等

### 第8条 (費用負担等)

BB回線契約者は、本契約に定める義務の履行については、無償で行っていただくものとし、名目や内容の如何を問わず、当社はBB回線契約者に対して本契約に関連する対価のお支払はいたしません。

2 別途 HUB やルーター等の機器が必要となった場合、当該機器の設置にかかる費用は、利用契約の契約者にて全てご負担いただくものとします。

## 第5章 契約の終了等

### 第9条 (契約の解除、終了)

BB回線契約者は、本契約の解除を希望する場合、利用契約の契約者に連絡し、当該契約者から当社所定の方法により本契約の解除を当社へ届け出るものとします。

2 BB回線契約者は、フェムトセル小型基地局に接続するBBサービスの契約解除または契約住所の変更を行う場合、速やかに利用契約の契約者にその旨を通知するものとします。

- 3 BB 回線契約者が当社へ届出を行うことなく、BB サービスの契約解除または契約住所の変更をした場合、当社は利用契約を解除できるものとします。
- 4 利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約も当然に終了するものとします。

## 第 6 章 雑則

### 第 10 条 (権利義務の譲渡等)

BB 回線契約者は、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

### 第 11 条 (パーソナルデータの取り扱い)

当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

### 第 12 条 (準拠法)

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

### 第 13 条 (合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2017 年 3 月 7 日制定)  
(2017 年 3 月 17 日改定)  
(2017 年 8 月 1 日改定)  
(2017 年 12 月 6 日改定)  
(2019 年 2 月 4 日改定)  
(2021 年 11 月 1 日改定)  
(2022 年 4 月 12 日改定)  
(2023 年 4 月 18 日改定)